

TE グローバル購入条件
2015年4月改訂

1. 適用範囲

本グローバル購入条件は、特に明記しない限り、TE事業部が発注するすべての「発注書」に適用されるものとする。TE事業部とは、TE Connectivity Ltd. の関連会社内の事業部であり、TE Connectivity Ltd. の全ての直接及び間接子会社及び関連会社が含まれる。ひとたび売り手が承諾した後は、本購入条件はその発注書を発行するTE事業部と売り手との間の有効かつ法的拘束力を持つ契約として成立する。

2. 承諾

本発注書の受領確認又は出荷、若しくは本発注書により求められる作業の遂行は本発注書の承諾及び売り手がこの中に及びこの表面上に及びここに添付されている書類上に記載されている又は参照されている全ての条件に従い及び応じることに合意したものとみなされるものとする。本発注書はいずれの販売申込み、見積り、又は企画案を購入者が承諾したものと言うものではない。本発注書の中でいずれの販売申込み、見積り、又は企画案への参照は本発注書のいずれの条件をも修正したものと言うことではない。本発注書は購入者による申込みに相当するものであり、この中に記載されている条件に明確に制限されるものとする承諾である。購入者が文書で特に承諾しない限り本発注書の条件と一致していない又はそれに追加の条件を含む本発注書を受領確認しようとするものは購入者には拘束力がない。本購入条件及び同一の対象に適用される購入者及び売り手間の供給又はサービス契約書との間に不一致が生じた場合は、その供給又はサービス契約書の条件が本購入条件に優先するものとする。購入者による速記誤り及び書き誤り及び脱落は訂正されるものとする。

3. 価格

もしここに含まれている品目の売り手の価格又は通常の市場価格が該品目の出荷日時点で本発注書に記載されている価格よりも低い場合は、売り手はかかる全ての品目に対してかかるより低い価格の利点を購入者に与えることに同意する。購入者が事前に承諾しない限り輸送、梱包、クラフティング、等に要する費用は一切認められない。

4. 出荷上の不履行及び遅延

売り手及びその売り手が適切に制御できない原因及び過失のない原因による遅延の場合を除き、本発注書の履行においては納入の時間及び程度は最も重要な点である。購入者は売り手に対する文書での不履行通知により(a)以下のいずれかの場合には本発注書の全部又はいかなる部分をも終了できる：

(i) 売主が品目の発送をしないかまたは本契約あるいはその延長部に特記された時間内にその業務をなさない場合、又は(ii) 売主が本注文のその他の規定および条件に準拠しない場合、及び(b) 購入者が適正とみなす条件で、発送が解消されたのと類似の品目又はサービスを調達することができ、その

場合売主は、解消されていない部分については本注文の履行を継続するものとし、及びかかる同様の品目又はサービスにかかるすべての超過費用およびその関係で生じたすべての経費に責任があるものとする。売り手は売り手の不履行から発生する直接、間接、偶発的又は必然的に関わらず全ての費用、経費及び損害を購入者に対して補償し及び損失を与えないようにするものとする。

5. 不可抗力

いずれの当事者も、天災、火災、洪水、爆発、戦争、ストライキ、禁輸、政府要求、民間当局又は軍当局、自然又は社会の敵、又はその他予測不能の原因、又は当事者の履行が中止又は免除されなければならない当事者の制御を超えた原因から生じる本契約のいかなる部分の履行遅延または不履行に対しては、かかる履行遅延または不履行が正当な予防措置では回避できず、及びかかる不履行当事者又は遅延当事者が相手方当事者に速やかに書面による不可抗力の通知を供与した場合は、責任は問われないものとする。輸送の遅延、品物又は資材の取得不可能性、又はその他の形式の供給停止のような場合は不可抗力とは解釈しないものとし、履行の免除とはならないものとする。不可抗力の場合、不履行当事者は代替供給者、回避策又は他の手段を通すことを含め遅滞なく可能な限り何時でもどの範囲においても履行を再開するために最善の努力を払うものとする。不可抗力事態又は他の類似の異常事態により売り手が限りある資源を売り手の顧客間に割り当てなければならなくなった場合、売り手は売り手の優先権を購入者以外の他の顧客に提供しないものとする。売り手の遅延又は不履行が少なくとも30日間継続する場合は、購入者は本発注書を無料で途中終了することができる。

6. 検品

全ての品目及びサービス(集合的に「ワーク」)は購入者の検品に従って受け入れられるものとする。出来上がり又は材料に欠陥がある又はそれ以外に売り手に提供された全ての適用可能な図面、仕様、サンプル及び他の説明書を含む本発注書の要件に準じていない品目は売り手の費用において拒否され及び返品されるか又は価格を妥当に下げて受け入れられることができる。購入者が契約書又は法により持つことができるかかる他の権利、救済及び選択に加えて購入者は自己の選択及び単独裁量権において売り手に対して拒否された品目を速やかに交換、修理又は購入者にクレジットを発行することを要求することができ、及び売り手が速やかに交換又は修理ができない場合は、購入者はその品目を他の所で交換しその追加のコストを売り手に請求することができる。売り手は購入者に対して売り手が良品を提供できないことから発生する直接、間接又は必然的に関わらず全ての費用、経費及び損害を補償し及び損失を与えないものとする。購入者は本発注書に従い完成されたワークが本発注書に関連して購入者により売り手に与えられた適用可能な図面、仕様、サンプル及び他の説明書に合致しているかどうかを評価する権利を有するものとする。売り手は購入者及びその顧客に対して本発注書の下に履行されたワークにその検品の目的のために自由なアクセスを提供するものとする。何時の時点においてもワークが進められている間はワークが本発注書に従っていない場合は購入者はワークの一部又は全てを拒否することができ、及びかかる非準拠の通知を文書で売り手に与えることができる。売り手は購入者からかかる誤り又は欠陥の通知を受領後7営業日以内に、又は両者が合意した別の日に、自己の費用においてかかる拒否に至った各誤り又は欠陥を修正し及び修正されたワークを購入者に再提出することに同意する。

7. 保証

7a. 売り手は、すべての商品及び作業は、本発注書に関連して TE 売り手ポータルを通して又は購入者が提供する他の手段によって売り手に提供される該当図面、仕様、サンプル及びその他の説明書（購入者の：売り手用 Tyco Electronics [TE] トータル品質管理基準 TE 1005、環境基準 TE 138-702、有害物質廃止の売り手基準、及び International Standards for Phytosanitary Measures 第15版を含む）、だけではなくすべての適用可能な法令に完全に準拠することを保証する。売り手は、すべての品目及び作業は市販可能であり、及び設計、材料及び仕上がりにおいて欠陥がなく並びに購入者の設計でない場合は表現されたか又は黙示されたかに関わらず意図された目的に適していることを保証する。前述の保証は承諾及び支払いを超え及び購入者、その顧客及びその品目及び作業のユーザーに及ぶものとする。本書内における保証の違反に対する救済には購入者の選択により購入者に対して無料の修理又は交換、若しくは準拠していない品目の購入価格の返金が含まれるがそれらに限定はされない。売り手は修理に必要な労務費及びエンジニアリング援助費又は開発費並びに修理に必要な出荷及び税関及びサービスのようなしかしそれらに限定されない全ての関連費用に対して責任を持つものとする。疑念を避けるため、売り手は購入者に対して本項の目的のため又は本項に関連して若しくは不良の原因が売り手に起因する場合はその製品のどの部品をも良品化、交換又は修理する上において又はそれについて又はそれに関連して、製品のいかなる部品をも試験又は調べる際に購入者が被る全ての正当な代金支払い（もしあれば）額を支払うものとする。不良は売り手に起因していないことを示すのは売り手の責任である。

- (i) 保証期間中に修理又は交換された全ての欠陥部品は当初の保証期間の残存期間が更なる保証期間となるか、又は追加2年間のうちいずれか長い期間になるものとする。
- (ii) すべての欠陥ユニット又は製品の修理又は交換には発見された欠陥が記述された報告書及び適当な場合、かかる欠陥ユニット又は製品に実施された修理が記述された報告書を購入者に提出することが含まれる。
- (iii) ユニットの修理に要する期間（出荷及び通関手続きを含む）は最大1年間又は見積り要求（「要求」）の中で購入者が提供した要件の中で明らかにされている期間のうちいずれか早い方とする。

7b. 売り手は更に、売り手は品目の無疵及び負担のない所有権を有していること及びそれを購入者に対して移転することを保証する。

7c. 売り手は購入者に対して本保証又は本発注書の他のいかなる条件の違反から直接、間接、偶発的、又は必然的にせよ発生する全てのコスト、費用及び損害を補償し及び損失を与えないものとする。

7d. 各当事者は相手方当事者に対して以下の点を保証する：

- (i) 当事者はその組織の国及び／又は場所の法令の下に正当に組織化され、有効に存在し及び堅実な状態にある。

- (ii) 当事者は本発注書の下でのその義務を締結し及び履行するための全ての必要な権限を備えている。
- (iii) 本発注書はその条件に従いかかる当事者に対して法的強制力のある法的で有効で及び拘束力を持つ義務である。
- (iv) 当事者は本発注書の実行、配達及び履行を承認するために全ての必要な社内処置を施した。
- (v) 本発注書の実行及びその下での履行は全ての地方、州又は連邦政府当局、裁判所又は機関の全ての適用可能な現存する規定、規則、法規、又は裁判所命令に違反しないものとする。

7e. 売り手は購入者に対して以下を保証する:

本発注書の日付時点において、売り手は本製品に関し製品設計寿命期間中における予想故障率を超えることを含むがこれに限定されない製品が仕様に合致することができない原因となるようないかなる品質問題をも承知しておらず、及び売り手が将来いかなる品質問題でも承知するに至った場合は即座に購入者に通知をする;

- (i) 売り手は主要予想故障モードに加え、要求の中で示されている稼動条件下における本ユニットの故障率予測に対して90%の確信を提供するものとする。本ユニットが組立て品である場合は、この情報はサブユニットの故障がユニット全体の稼動に影響するかどうかに関わらず現場において交換可能な各サブユニットに関して提供されるものとする。主要故障モードのリストが変更された場合は、売り手は即座に購入者に通知するものとする; 及び
- (ii) 売り手は設計、材料又は供給先について変更の予定がある場合は購入者に対して速やかに通知するものとし、及び購入者の文書による同意がなければかかる変更を実施してはならないものとする。
- (iii) 売り手は、購入者に販売される製品が製造される期間中に、部品、サブアセンブリ、又は完成システムの製造試験中における稼動故障率が関連製品の月間中央値からの標準逸脱が1以上変化した場合は購入者に速やかに通知するものとする。1000 ppm を超えるすべての故障率は購入者に提示されなければならない。

8. 特許及び他の知的財産権免責.

購入者が提供する仕様、図面、サンプル及び他の説明書にかかわらず、売り手は品目及び購入者又はその譲受人の誰もが販売又は使用するそれらの品目は全ての米国又は外国の特許証、著作権、企業秘密、登録商標又は他の知的財産権(「IPR」)を侵害しないことを保証する。売り手はいかなるIPR 侵害申し立て又は本品目に関する申し立てに起因するいかなる全ての請求、損害賠償、損失、責任、及び正当な弁護士料及び費用を含むがこれに限定されない費用から購入者、その相続人及び譲受人、顧客及び本品目のユーザーから防衛、免責、保護し及び損失を与えないものとする。売り手は品目又はその一部の使用、販売、譲渡、又は他の処分が裁判所によって禁止される可能性が

あると信ずる理由がある場合は、売り手は購入者に対して無料で速やかに (i) 該品目を使用、販売、譲渡又はさもなければ処分できる権利を購入者に対して取得する、及び (ii) もし (i) が不可能の場合は、かかる品目を購入者にとって承諾可能な実質的に同一の外形、適合性及び機能を有する同等で侵害していない品目と交換するか又はそれに改良するものとする。売り手が上述の2つの (i) 及び (ii) の選択を速やかに履行することができない場合は、購入者は自己の選択及び売り手の費用負担により、交換品目を他の供給者から購入し及び自己が所持する侵害品目を売り手に返品することができる。売り手は本項の利益を購入者の相続人、譲受人、及び顧客にも供与するものとする。売り手は、購入者の事前の書面による承諾なく、購入者側の罪、過誤、責任、又は悪行若しくは購入者に有害効果を及ぼすと思われることの許容またはそれらに対する約定を含むいかなる和解にも締結しない又は従わないものとする。

9. 偽造部品／材料

9a. 定義

「偽造品」とは説明、由来、材料、製造元、性能、又は特性が偽られた品目、かかる品目のすべての材料、部品、構成物、モジュール、又はアセンブリを含むものを意味する。本用語には以下の品目が含まれる: (i) 相手先商標製品製造又は相手先商標部品製造(まとめて「OEM / OCM」と称する)品目の無断複製品又は代替品である品目、(ii) OEM/OCM 設計及び製造が真正であることを十分に保証できる OEM/OCM 品であることを追跡できない品目、(iii) OEM/OCM が要求する適切な外部又は内部の材料又は部品を含んでいない、若しくは OEM/OCM 設計に従って構成されていない品目、(iv) OEM/OCM 設計から手直しをされた、マーキングがやり直しをされた、ラベルが付け直しをされた、修理された、改造された、又はそれ以外に変更されたか、かかることが開示されなかった若しくは OEM/OCM 真正又は新品として説明されなかった品目、又は(v) すべての OEM/OCM に要求される試験、検査、適格審査、及び品質管理プロセスにうまく合格しなかった品目。

「認定販売店」とは OEM/OCM によってその OEM/OCM 製品を販売又は流通させることを特別に認められた又は特権を与えられた個人、事業体、又は会社を意味する。

9b. 売り手は本発注書下において購入者にいかなる偽造品である品目又は偽造品を含む品目を供給しないものとする。

9c. 売り手はガイドラインとして業界基準 AS-5553A に従って文書化された偽造材料及び部品防止システムを確立し、実践し及び維持するものとする。かかるシステムは、購入者に供給される品目は偽造品でないことを保証するために、偽造材料及び／又は部品の納入を防止し並びに材料及び部品が偽造であることが識別されるようコントロールできるものでなければならない。売り手のシステムには以下が含まれるものとするがそれらに限定されるものではない: OEM/OCM 又はそれらの認定販売店のみからの品目の直接調達及び品目の真正を保証するための認定試験又は検査の実施。売り手は購入者の調達担当者による文書での承認が最初になされない限り OEM/OCM 又はそれらの認定販売店以外のいずれのところからも品目を購入しないものとする。売り手は、自発的に完全かつ説得力のある裏づけ資料を準備し、及びその中に調達される品目は偽造品でないことを保証するために売り手

が取るすべてのアクションを含めなければならない。売り手のかかる自発的行為を購入者が承認しても、本セクションに含まれているこれらの要求事項を含む本発注書のすべての要求事項を順守しなければならない売り手の責任が解放されるものではない。売り手は購入者の要求があれば、品目の追跡が該当する OEM/OCM に対してなされることが証明できる OEM/OCM 資料を即座に購入者に提出するものとする。

9d. 売り手は購入者に偽造品を供給してしまったことに気付いたか又はその疑いの理由がある場合は、速やかに購入者に通知をし、売り手の経費でかかる偽造品を OEM/OCM 品又は購入者が認める本発注書の要件に見合う品目と交換するものとする。売り手は偽造品の交換及び偽造品が交換された後で真正品目の取付けに必要となるすべての試験又は検証に関するすべての費用に責任を負うものとする。

9e. 売り手は自己のサプライヤー及び下請業者から真正品目を調達する責任を独自で負い、及び本発注書の履行のために本セクションの要求事項を自己のサプライヤー及びすべてのレベルの下請業者に流し伝えるものとする。

10. 重要要素

10a. 売り手は、(1) 本契約書の全部又は一部が本契約書の条件に従って正当な理由により購入者によって途中終了された場合、又は(2) 売り手が納入日、製品品質等に関するすべての条件を含むがこれに限定されるものではない本契約の重要条件のいずれをも順守することができないか又は順守することに応じない場合、又は(3) 売り手が市場において競争力のある価格を維持することができないか又は維持することに応じない場合、若しくは(4) 売り手が破産する、破産申請をするか又はした、自己の債権者に有利な一括譲渡をする、又はその他購入者によって財務的に危険な状態にあると判断された場合は、そのときは売り手は売り手がそうする権利がある範囲内で以下に示す取消不能及び非独占的ライセンスを購入者又は購入者が指定するすべての第三者に許諾することを保証するものとする：

- (i) 本契約書の下で想定されているように本品目を製造すること及び本品目を購入者の消費及び使用のためのみに製造されるようにするライセンス；
- (ii) 本品目に関する全ての既存知財（バックグラウンド知財）及び事後知財（フォアグラウンド知財）を使用する及び使用したライセンス。ライセンス契約署名日が何時であれ該ライセンスは途中終了の有効日に有効になるものとみなされ及び途中終了日以降 3 年間又は購入者の契約上の義務を満足させるために必要な該品目を購入者がもはや必要としなくなるまでのうちいずれかより長い期間の間有効に存続するものとする。購入者は本契約書下で発行されたいかなるライセンスも早期途中終了される場合は、文書で売り手に通知するものとし、
- (iii) 購入者の指示通りに及び指示の範囲内で、要求事項になんらの支障をきたすことなく、購入者又は購入者の指定するいかなる第三者に対して以下を提供するものとする：すべての技術関連書類、ソフトウェア、情報、データ及び製品の製造に直接関連するすべての売り手のツーリング。この提供は、購入者の都合によって途中終了される場合を除き購入者又はかかる第

三者に対して一切の経費負担とならないものとするが、購入者の都合による途中終了の場合は、この提供は両当事者間で誠意をもって合意されるべき公平で妥当な条件でなされるものとする。ツールが売り手の所有物でない場合は、売り手はその所有者及び法律に関して、それらのツールが上記 (a) で言及されている期間の間購入者に対して使用できることを保証するために必要な全ての方策を取るものとする；購入者の要請により、本契約書又は途中終了された関連発注書の履行の目的のために売り手が第三者より購入した全ての原材料、部品、機器、等を購入者又は購入者の被指名人に対して速やかに譲渡するものとする。この譲渡は購入者又はかかる第三者に対して無料とする；

- (iv) 本発注書の条件下で合意されている通り、売り手の不履行による途中終了の場合は、売り手の不履行を救済するために購入者が被る全ての費用、経費、損失及び損害並びに本製品を製造するために必要な作業を再調達する上で購入者が被る全ての費用を払い戻す；
- (v) いかなる理由による本発注書のすべての途中終了に対し及びその途中終了有効日時時点で、売り手は以下に関する現状報告書を文書形態の証拠を添えて購入者に速やかに送るものとする：(i) 売り手の場所に保管してある完成品及び、(ii) 生産途中の製品及び、(iii) もしあれば、そのように途中終了された本発注書の履行の目的のために売り手が第三者より購入した原材料、部品、機械等の在庫及び、(iv) 本発注書の履行の目的のために売り手を使用したツール、並びに売り手の施設及び売り手自身及び／または下請業者の施設におけるすべての操業を即座に停止するものとする；及び本発注書の目的のために又はそれに関連して売り手がすべての第三者と交わしたすべての下請契約書及び／又は供給契約書及び／又は他の操業契約書を途中終了するか又は譲渡(購入者が特定する)するものとする、
- (vi) 購入者が速やかに資格ある代替サプライ供給者を見つけ及び設置することを援助するために最善の努力をするものとする。

11. 購入者の所有物

11a. 本書下において売り手を使用するために購入者が提供した、又は購入者がいずれの方法においても直接又は間接的に支払った全ての工具、鋳型、金型、材料、治具、備品、計画、図面、仕様及び全てのその他の機器、材料及び所有物(これら全てを集合的に「購入者の所有物」と呼ぶ)に対する所有権及びそれらを即座に占有する権利は常に購入者に属しており及び属したまま続くものとする。売り手は常に購入者の所有物は売り手の債権者又は他の第三者側のいかなる利害又は請求もないものとし及びないままにするものとする。売り手は購入者の所有物に対して売り手が持つ又は獲得するかも知れないいずれの及び一切の先取特権を放棄する。売り手は購入者の所有物に対する購入者の所有権をそれに対する及びかかる目的のための情動的財務報告書及び他の書類を作成及び提出することを含むがこれに限定されなく完全なものにするか又は証明するために購入者が適当とみなす全ての方策を取るものとする。売り手は購入者の所有物に対する購入者の所有権をそれに対する及びかかる目的のための情動的財務報告書及び他の書類を作成及び提出することを含むがこれに限定されなく完全なものにするか又は証明するために購入者が適当とみなす全ての方策を取るものとする。売り手はここにおいてすべてのかかる書類を売り手の名義及び売り手を代表して作成するために

購入者を売り手の代理人に変更不可の形で任命する。売り手は全ての購入者の所有物を購入者に属するものとして明瞭に表示するか又はそうでなければ適当に識別するものとする。

11b. 購入者のいかなる所有物も売り手が所持している間は、売り手は経費自己負担で同一物を良好な稼動状態に維持し、本書に含まれるすべての保証に従って修理するものとする。売り手はすべての購入者の所有物を売り手がケア、保管、所持又はコントロールしている間はそれらに対する損失又は損害のすべてのリスクに対して責任を負い、並びにかかるリスクに対して購入者に正当に満足となるような再取得全価額の火災及び拡張危険保険をかけるものとする。文書による購入者の別段の合意がない限り、売り手は本書下での購入者の利益のために、そして他のいかなる第三者の利益のためではなく、唯一かつ排他的に履行することを目的としてすべての購入者の所有物を使用する。購入者の所有物が本章で禁止されているいかなる目的のために使用された場合は、本発注書は自動的に途中終了され、並びに売り手は、いかなる刑事訴訟が起こされようとも、引起されたすべてのいかなる損失及び損害に対して責任を負うものとする；

11c. 本書下での考慮すべき重要事項として、売り手は本書によって購入者の所有物の売り手の使用から生じる器物破損又は人身傷害のすべてのリスクの責任を負う。売り手はすべての購入者の所有物の売り手の使用から生じるすべてのいかなる請求からも購入者を補償し免責にするものとする。それにはかかる請求の弁済又は和解に発生するすべての弁済士料、経費及び債務が含まれる。そして、売り手の従業員又は代理人による購入者に対するいかなる請求があった場合は、売り手の本書下での法的責任及び補償義務は労災補償又は類似の適用法の下でかかる人物が回収可能ないかなる金額によっても制限されるものではないものとする。購入者はその時々要求をするものであるから、売り手は本パラグラフ下での売り手の義務に対する損害賠償保険を維持するものとする。

11d. 購入者は正当な理由のあるなしにかかわらず、いつの時点においても、購入者の所有物を即座に回収する権利を有するものとし、またかかる回収の理由で購入者に追加の料金又は費用が課せられないものとする。購入者の要求があり次第、売り手はすべての購入者の所有物を修理及び通常の摩滅のみを除いた良好な状態で売り手の発送ドック渡しで購入者に引き渡すものとする。売り手は購入者の所有物を回収する旨の24時間前の通知を受け取り次第、購入者に通常の業務時間の間に売り手の施設内に入れる無条件の権利を付与するものとする。

12. 購入者の設計

本書下で契約されるその品目又は部品が購入者の設計である場合、購入者はかかる設計の所有権を留保し、及び売り手は購入者による文書での事前の同意なくしてそのかかる品目又は部品のいずれをも他社に対して複製してはならず、及び売り手はそのかかる品目又は部品に関するいかなる情報をも他社に供給又は開示してはならず、並びにかかる文書での事前の同意なくして本書下で契約されるその品目又は部品に特有又は独特のものであると購入者がみなす設計又は製造のいかなる特定の機能をも他の品目又は品物に組み込んではいないものとする。

13. 発明又は改善

本購入発注書下における売り手又は売り手の従業員の履行に起因する又はその履行から生じるすべての発明、改善、及び／または著作権保護が可能な著作物は、その履行が購入者によって資金

供給された場合は、購入者自身のみの所有物であり及び「職務著作物」とみなされるものとする。上述のものがすべての地域法の下において又はその他の理由により「職務著作物」に相当しない範囲で、売り手は本書においてかかる発明、改善、及び／または著作権保護可能な著作物に関するすべての権利及び利益を購入者に明確に譲渡する及び譲渡することに合意する。売り手はその概念、発見又は存在後30日以内にすべてのかかる発明、改善、及び／又は著作権保護可能な著作物を購入者に速やかに通知するものとする。

14. 支払い条件及び割引

14a. 本発注書に適用される支払い条件は本発注書の表面に示されるものとする。全ての支払い又は購入者に提示された割引に関する時間は、注文された品目又は提供されるサービスが目的地に納入された日から、又は正しいインボイス又は証票を購入者の買掛金部門が受領した日から、さらに後者の日が上述の受領日より遅い場合は下記項目 33a (i-xi) の中で要求されている全ての正確な関係書類を購入者が受領した日から計算される。購入者は自己の選択により、すべての適用可能な支払日割引を利用又は実行しないことを選ぶことができ、かかる行為は将来の発注書に掛けられるかかる割引を実行する購入者の権利を放棄したものとは解釈されないものとする。支払いは本発注書に記載されている通貨で支払われる。すべての発注書は「入庫／請求自動決済(ERS)」決済に従う場合がある。売り手が別の方法を選ぶ場合は、両当事者は話し合いをしてかかる代替方式に文書による合意書の中で合意しなければならない。書類によるインボイスには一つのインボイスにつき \$10.00 の処理費が課せられ、定期的に TE から売り手に請求され、次の支払いから差し引かれる。書類によるインボイスは地方条例が自己請求(例、ERS 又は委託)又は電子インボイスを許可しない地域でのみ受諾する。

14b. 第14条に従い、TEに提供されることになっていたインボイスの日付後90日以内に購入者がインボイスを受け取らない場合、この発注から生じる支払、費用、原価、税、支出を請求する権利を、購入者は有しないものとし、売り手は放棄するものとする。

15. 相殺

本書下において供給されたすべての品目に対して購入者が売り手に支払うべき金額は、購入者の選択により、売り手が購入者に支払うべき金額分をその支払いに充当することができる。

16. 譲渡及び移譲

売り手は購入者の文書による許可なくして本発注書下での売り手の権利を譲渡、業務委託、抵当に入れる、又はいかなる形態においても妨げることはできない。売り手は購入者に対して売り手のすべてのレベルでの下請業者によって履行される本発注書の中で規定されているすべての作業に責任を負うものとする。

17. 変更／作業中止命令

売り手は何時の時点においても文書での通知により本発注書の全般的範囲内において使用、設計、図面、発注量、出荷方法、梱包、若しくは納入場所又は時間を変更することができる。すべてのかかる

る変更が本発注書の下における作業のいかなる部分の履行に必要なコスト又は時間の上昇又は減少を引起す場合は、相当の調整が価格又は納入、又は両方に行われるものとし、及び本発注書はそれに従って文書で変更されるものとする。調整に対する売り手の全ての申し立ては全てのかかる通知の受領後30日以内に行われなければならない。本書内に含まれている何事も、売り手が変更された本発注書を履行するために遅滞なく開始することを免除するものではないものとする。

18. 陳腐化、供給元減少、及び製造中止製品

18a. 陳腐化又は供給元減少により、本発注書の履行中に売り手の責任ではなくして、本書下において発注された品目の納品に必要なプロセス／部品が入手不可能であると売り手が判断した時点で、又はかかるプロセス／部品が打ち切られたと売り手が判断した時点で、売り手は速やかに購入者にその事態又は意図を通知するものとする。売り手は、(a) 現在の契約上の必要量を満たすのに必要とされる影響を受けている部品を入手するために最善の努力を払ったこと及び売り手は代替部品（例、ハードウェア設計と技術的及び物理的に互換性がある部品）の予備調査を開始したこと十分な証拠を購入者に提供することにより不足又は懸案の陳腐化／製造中止を直ちに明らかにする；(b) 契約上の必要量総量を満たすために本年中に十分な部品を供給することのできるいずれの見込みのある第三者売り手を特定／提案する；及び (c) 購入者に対して影響を受けている製品を現在の契約必要量を超える存続期間分を購入する機会を価格及び調達可能性の情報を含めて提供するものとする。前述については本発注書に準ずる売り手の他の義務にさらに追加されるものであり、いかなる場合においても売り手が本発注書の条件に完全に従うことができない結果として発生する全ての損害賠償に対する購入者への責任から売り手を免除することではないものとする。

18b. もし現在の契約要求事項に見合う部品が十分でない場合は、購入者は本発注書又は適用法の下において購入者に適用可能なその他の権利及び救済に加えて以下のアクションの一つ又はそれ以上を取ることができる：(a) 現在の契約要求事項に見合う十分な部品を第三者から調達するために売り手を援助する；(b) 存続期間中の部品の購入調達を許可する；(c) 不履行により本発注書を途中終了する。

18c. 売り手は一定したかつ安定した供給源は購入者にとって最も重要であることを認識しそのことに合意する。売り手はさらに売り手は本書下において発注される製品向けの売り手に対する安定したかつ一定した供給源を維持する意思があることが理由で一つには選ばれたのであることを認識している。それ故、売り手は本発注書を受諾することにより、本発注書で特定されている最終納入日後少なくとも12ヶ月間の間本発注書に従ってすべての製品に対して購入者が発注する将来の注文を満たすことができる能力を維持するために最大限の努力を払うことを誓約し同意する。売り手がかかる12ヶ月の間に（拘束力があるかないかに関わらず購入者が提出する予測に基づき、又はかかる予測がない場合は、適応可能な製品の過去2年間の購入者の購入実績に基づき）いずれのかかる製品に対する購入者の需要を満たすことが困難であることが予期する場合は、売り手は速やかに全てのかかる困難さを文書で通知するものとし及び購入者に対して供給源に支障をきたさないよう保証するためにかかる困難さを救済するために最大限の努力を払うものとする。売り手は本項は本発注書の重要な条件であることを認識し、及び売り手が本項に完全に従うことができないことに関する又はそれから発生するありとあらゆる損失、費用、経費請求及び損害賠償から保護及び免責し並びに損失を与えないものとする。

19. 途中終了

19a. 購入者が本発注書をキャンセルしなければならない他のすべての権利に加えて、購入者はなんらの理由を与えることなくして本書下におけるすべての作業をいつの時点においても全部又は一部を途中終了するさらなる権利を有するものとする。購入者は購入された又は下請に出された完成品目、半完成品目又は材料に関わる一切の費用に対して、かかる費用が本発注書の表面上に記載されている納入日以前の認められた日数を超えて発生した場合は又は、何も記載されていない場合は30日を超えて発生した場合は、責任を負わない。購入者が本発注書の表面上に指定されている期間内に、又は何も記載がなければ30日以内に本発注書をキャンセルした場合、及び両当事者がかかる途中終了に伴う売り手への公平な補償金額について妥当な期間内に合意できない場合は：(a) 購入者は本発注書に従って正当に完成され及び以前に支払いがなされていない全ての品目に対して、該品目が売り手の標準市販品目でなければ、契約書価格を支払い、及び (b) 購入者は、本発注書を履行する目的で製造中の品目及び本発注書上に明記されている期間内に購入又は契約され売り手がキャンセル、返品、又はさもなければ売り手の営業に使用することができない全ての材料に対して、契約価格の公正及び適正な分を支払う。購入者がそうすることを望んだ場合は、キャンセル料は購入者の経費で購入者の監査に従うものとする。

19b. 売り手による以下のいずれかの場合には、購入者の正当な理由により本発注書を途中終了できる能力は即時のものであり及び事前通知を必要としないものとする：(i) 本書下におけるすべての誓約、表明又は保証の違反の場合、(ii) (a) 売り手の現在の経営陣又は所有権にいかなる変更をも生じた場合、又は (b) 売り手又は売り手のいずれの関連会社、事業部門又は事業体の資産の全て又は実質的に全てが販売、譲渡又はその他の処分される場合で、いずれの場合も本発注書下における売り手の履行能力に悪影響を及ぼすものと購入者が単独裁量権において信じる場合；若しくは (iii) (a) 倒産、会社更生又は売り手の資産を占有する管財人の任命措置のいずれの手続き、又はいずれの法律の下での債権者からの救済命令のいずれの他の手続きが売り手により又は売り手に対して起こされる（及びかかる手続きが申し立て日から 60 日以内に取下げられない）ものとする場合；又は (b) 売り手がその債権者の利益のために譲渡をする場合。

20. 補償／保険

売り手、その従業員、代理人、下請業者及び／又は下層レベルの下請業者が本発注書の履行において購入者により占められている又はその制御下にある場所に立ち入る場合は、売り手は購入者、その管理者及び従業員に対してかかる立ち入りから生じる、起因する、又は関係する盗難、又はいかなる性質又は種類の身体障害を含むがこれらに限定されない全ての損失、費用、損害、経費又は責任を補償し及び損失を与えないことに同意する。売り手、その下請業者及び下層レベルの下請業者は労働災害補償、包括的賠償責任、身体障害及び対物事故に関する正当な金額の保険、及び購入者が要求するかかる他の保険を掛け及び維持し、並びに全ての敷地に関する要件に従うものとする。売り手は売り手が必要とする全ての保険をキャンセル若しくはその期間又は範囲変更する場合はその有効日の30日前に購入者に対して文書で通知をするものとする。要請された場合、売り手は売り手がこれらの要件を満たしていることを示す「保険証書」のコピーを送付するものとする。売り手は本発注書の期間の間購入者を追加の被保険者に指名するものとする。本条項に準じて維持され

る保険は購入者の利益に対して第一義的に重要であり、購入者が持つ如何なる保険とも別のものである。売り手は、売り手、売り手の保険会社及び売り手により、売り手を通して、売り手の下で又は売り手の代表として請求する如何なる者も、上述の保険下において保険が掛けられている全ての損失又は責任に基づく購入者及びその顧客に対する一切の請求、訴訟権利、又は代位権利はないものとする。

21. すべての法令およびTE 行動規範の順守

21a. 売り手は本書下におけるすべての履行はすべての適用国内法令、条例及び指令に従うものとすることを保証し、かつこのことは本発注書の一条件である。売り手はまた TE の「サプライヤーの社会的責任の手引き」、TEC-1015 だけではなく<https://supplierportal.te.com> の TE サプライヤーポータル上の中で言及されているすべての資料を理解していること、それに同意すること、およびそれを順守することを保証する。

21b. 購入者によって受領されるまで、これら品目、それに付随する品目、またはそれに付随する廃棄物などを含んでいる全ての品目の、適切で合法的な取り扱い又は出荷の責任は、唯一売り手にあるものとする。売り手は、購入者に対して又はこれに替わって指定され、必要とされ、又は要求される任意の作業の売り手による過失または怠慢によって派生した、正当な弁護士料及び必要経費を含む、すべての苦情、要求、訴訟、又は環境、その他の性格を有する訴訟からの、購入者、管理者、従業員、および代理店の免責を保証し、いかなる損害をも与えないものとする。

21c. 売り手は、本発注書を獲得又は履行することに関連するすべての行為又は行為を差し控えることの見返りに誘因又は報奨として如何なる種類の如何なる贈与又は報酬を如何なる者にも与えることを提案すること又は与えることに同意することをしてはならないものとすることを保証する。

21d. 売り手は、この発注に伴う任意の製品の製造で使用されるすべての「紛争鉱物」(Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 第 1502 条に定義される)を開示するものとする。購入者は売り手に以下の文書の提供を請求できるものとする。(i) 前年度の証券取引委員会 (SEC) に記録された製造元の SD リポート; (ii) 購入者が提供して売り手が記入する紛争鉱物調査で実施することのできる紛争鉱物の適切な供給と保管状況を保証するためにとられる処置について、購入者が納得できる合理的な説明; 及び (iii) 売り手の紛争鉱物方針とデュー・デリジェンス (払ってしかるべき正当な注意義務及び努力) プロトコルのコピー。

21e. 適用法の下で最大限に許可される限り、本文書のあらゆる終了規定に抗うことなく、売り手が本条文の下でのあらゆる義務に充分にかつ完全に従わなかったという誠実な信念をTEがもった場合はいつでも、ただちに、処罰または責任なしに、購入者は、この発注あるいはその一部、またはTE購入条件を認めない一部あるいは全部の購入契約を停止または終了する単独の裁量および選択の権利を有するものとする。

22. 立ち入り権

22a. 売り手は追加のチャージなく、購入者の代表者、購入者の顧客及び適用可能な監督官庁が本発注書に関連する売り手の施設、プロセス、商品、及び記録を調査する目的で売り手の敷地（及び売り手の下請業者並びに売り手）に入るための妥当なアクセスを許可するものとする。かかる調査には検査及び試験機器、材料、部品、提供される品目（ソフトウェア及び認可物質を含む）及び提供されるサービス、製造及び組み立てプロセス、試験及び品質手順、並びにかかる品目の製造、検査、試験及び販売並びにかかるサービスの提供に関連するすべての該当記録が含まれる。

22b. 購入者の要求があった場合は、売り手はその施設において追加の料金なく、購入者の代表者及び／又は購入者の顧客の代表者に対して妥当に要求されたものに適切で便利なオフィススペースを提供するものとする。そのオフィスは適切に照明が付いていて、暖房され、清潔な状態に保たれかつ電話及びファクシミリ機が取り付けられているものとする。

23. 所有権及びリスクの移行

本発注書面上に記載されたインコタームの規定に従って、品目の危険負担は、売り手から購入者に移転する。本発注が、納品後に追加サービスの遂行を必要とする場合、かかる追加サービスが実施されるまで、危険負担は売り手が負うものとする。当該品目の所有権は、購入者への品目の納品時に購入者に移る。売り手が出荷時または追加サービスの遂行前に購入者に請求書を発行することが可能な場合、請求書の支払い時に当該品目の所有権は購入者に渡る。ただし危険負担は追加サービス完了時に購入者に渡るものとする。

24. 政府契約又は下請契約（TE 政府下請契約付随条項の適用箇所を参照）

（TE政府下請業者は、適切な場合、TEサプライヤポータルのTEグローバル取引条件および購入条件リンクで見つかります；<https://supplierportal.te.com/>）。

24a. 検査及び監査

売り手は、その工場、帳簿及び記録は、すべての妥当な時に購入者が元請契約又は下請契約を交わす政府機関の正式代表者による検査及び監査に従うことに同意する。

24b. 購入者が法令、条例、又は適用可能な政府契約書又は下請契約書により下請契約書又は発注書に挿入しなければならない現在の条項、及び購入される品目を必要とする購入者の操業に適用される範囲の標準政府契約書フォームの他の条項以外のすべては参照されることにより本書に組込まれており、その明確な一部になっている。

25. 非差別採用

本書下における作業の履行に関連し、売り手は雇用における非差別に関する購入者又は売り手に適用可能な全ての法令、規則、条例及び命令を順守することに合意する。

26. 救済

本発注書で規定されている又は法律に従った購入者のすべての権利及び救済は累積的なものであって選択的なものではないものとし、それらの一つ又はそれ以上の使用によって使い果たされてしまうものではないものとする。購入者による本発注書のいかなる条件の放棄も同一又はその他の条件のその後の破棄の放棄とは見なされないものとする。「売り手はここにおいて本発注書に基づく又は起因するすべての請求又は訴因の陪審員裁判に関する売り手の権利を放棄する。」

27. 責任制限

使用の損失、利益の損失、資本投資、製品開発費用、吸収されない諸経費、又は支払い利子に対する責任を含むがこれに限定されない懲罰的、間接、偶発的又は必然的損害に対し、同一のものが購入者のせい又は過失を含みどのように引起されてもいかなる場合においても購入者は売り手に対して責任を負う又は責任を問われることはないものとする。

28. 義務の存続

本発注書の途中終了、キャンセル又は満期終了を超えて生来存続するであろう本発注書下における両当事者の義務は本発注書の途中終了、キャンセル又は満期終了があっても存続するものとする。

29. 売り手の責任

売り手は、購入者、その管理者、代理人、従業員又は購入者を代表する独立の受託業者の故意の又は過失の行為若しくは不作為に起因する又はそれに関連するような責任を除き、売り手、その代理人、従業員、下請業者、及びコンサルタントによる作業の過失履行又はそれらの故意の不正行為に關すると又はそれらから発生したと認められる又は認められると主張される全ての身体障害又は主張される身体障害（死亡を含む）、及び／又は器物への破損又は破壊若しくは主張される破損又は破壊に關する又はそれから発生する損失、経費、損害賠償、要求及び請求に対する全ての責任を負う。売り手はかかる損失、経費、損害賠償、要求及び請求の責任を補償し、購入者、その管理者、代理人及び従業員に何も損失を与えないものとし、及び全ての主張される身体障害又は損傷に基づきその人達のいずれか又は全員に対して起こされる全ての訴訟又は法的処置を弁護するものとし、並びにかかる訴訟又は法的処置に關する又はそれから発生する弁護士料を含む全ての損害費用及び経費を支払うものとする。

30. 税

法律により禁じられているものを除き、購入者及び売り手は、すべての関税、VAT、売上高税、消費税、及び他の適用可能な税、社会保険負担金、又は料金（提供されるサービス又は納入される商品に課せられる料金又はそれらによって査定される料金）は売り手が提供する価格に含まれており、及び別項目として購入者に請求されないものとするに合意する。売り手はまた、売り手の従業員によって提供された国でのサービスに課かるすべての給与税に責任を負うものとする。VAT、GST、消費税、又は他の類似の税金がサービスが提供された国によって課せられる場合は、購入者が免除証書又は直接納付許可証を提供していなければ、売り手は適用可能な税務当局の法律に従ってインボイス上に別々のラインアイテムとしてかかる税金を請求することに合意する。付加価値税（VAT）が適用さ

れるところでは、売り手は、購入者が入力された付加価値税 (VAT) を控除できる条件を満たすような方法で購入者に対してそのインボイスを発行することを保証するよう最大限の正当な業務努力を払うことに同意する。

31. 輸出規制

31a. 売り手は本発注書の下で受領した技術データ、情報及びその他事項のコントロール、開示及びそれらへのアクセスに対して責任を負うものとし、品目の輸出、再輸出、再販、出荷又は移転に関する武器国際取引に関する規則 (ITAR) 及び購入者の国の輸出法令だけではなく売り手の国の輸出法令を含むがこれらに限定されないすべての法律、条令及び要件について熟知していることに責任を負うことに合意する。売り手はすべてのかかる法令及び条例を順守し及び売り手によるかかる法令及び条例のすべての違反に関連して購入者に課せられる又は購入者が被るかも知れないすべての責任、ペナルティ、損失、損害、費用又は経費から購入者を補償するものとする。

31b. 本発注書を履行するのに必要ないかなる技術データも ITAR 124.13 に順ずる海外調達ライセンス DSP-5 の下で売り手に輸出される場合は、売り手は以下を順守するものとする: (i) 該技術データは本発注書によって必要とされる品目の製造のみに使用されるものとする; (ii) 定められているところにより、該技術データは購入者及び米国国務省、国防機器取引管理部の文書による許可なくしていかなる他の人物、下請業者、売り手施設又は国にも開示されないものとする; (iii) 売り手は該技術データに関するいかなる権利をも取得していないことを認める; (iv) 下層レベルの下請業者を含み売り手は売り手に輸出された該技術データの全てを本発注書の条件が達成され次第本発注書に従い返却するか、又は購入者の指示に従い破棄するものとする; (v) 購入者によりその他に指示されない限り、売り手は該品目を購入者又は米国政府機関のみに納入するものとする; 及び (vi) 技術データが下層レベルの下請業者に提供される時は、売り手は発行される全ての下層レベル下請契約書の中に本副項の条件を含めるものとする。全ての場合において、売り手はかかる技術データが移転される以前に、(ii) 項に定められている文書による許可を有していなければならない。

32. 米国移民法順守 (購入者の米国所在地において履行されるサービスに求められる命令に対する)

32a. 売り手は、アメリカ合衆国 (米国) 内に所在する購入者の施設において作業をする売り手の従業員は米国移民法によって定められているように彼らの作業の活動に対する適切な雇用許可を有しており、及び修正された1986年 U.S. Immigration Reform and Control Act (米国移民改革及び規制法) によって定められているようにかかる雇用に対する現行の従業員就労資格確認書 (I-9) を維持していることを保証する。

32b. 売り手は、アメリカ合衆国内の購入者の施設において作業している売り手の従業員は米国政府の「制限対象者リスト」に載っていない又は関連していないことを保証する。「制限対象者リスト」は本書の目的として米国商務省エンテティリスト (大量破壊兵器に関するリスト)、禁輸対象者リスト、及び米国財務省特定国籍業者リスト、並びに米国国務省違反禁止顧客リストと定義される。

32c. 購入者は米国輸出管理規制に従う技術を取り扱う。これらの規制下においては、購入者はそのような技術を非米国人に公開する前に米国政府の輸出ライセンスを得る必要がある。売り手は米国

内の購入者の施設で働く作業員として米国人作業員のみを提供する。「米国人」とはアメリカ合衆国市民、アメリカ合衆国永住権を持つ外国人、又は 8 U.S.C. 1324b(a)(3) で定義されている保護された人と定義される。この要件の例外は購入者の正式に権限が与えられた代表者からの事前文書承諾を得なければならない。

32d. 売り手はその下請業者に対して、かかる下請業者がその従業員に対して購入者の米国施設で作業をするよう指示をする場合は、上記の21a、21b、及び21c 項を順守するよう命じる。

32e. 購入者は、購入者が売り手の従業員の業務のために米国政府の輸出ライセンスを必要とする場合は、かかる売り手の従業員の使用を拒否又は途中終了する権利を保持する。輸出ライセンスを提出又は求めるかどうかの決定は、該当する場合は、購入者独自の決定とする。

33. 輸入

33a. 関税

本発注書でカバーされる品目の出荷毎に、売り手は購入者に少なくとも以下の情報を含む商業インボイスを提供するものとする: (i) 通関手続地、(ii) 売り手及び品目を購入する購入者事業体の名前と住所、(iii) 出荷者名 (売り手と異なる場合)、(iv) 輸出国、(v) 英語での品目の詳細記述、(vi) 数量及び重量、(vii) 購入者が支払った又は支払うすべての項目を含めた実際の購入価格、(viii) 販売がなされる通貨、(ix) 梱包、コンテナ及び内陸輸送費が既にインボイス価格に含まれていなければ、輸送、保険、コミッション、コンテナ及び梱包を含むすべての手数料、費用及び経費、(x) すべてのリベート又はディスカウント; 並びに (xi) 品目の原産地 (製造)。購入者が文書でそれ以外に指示をしない限り、該インボイス価格に含まれない該品目の製造に提供された全ての商品又はサービス (例、「援助」) の価値はそのインボイス上に報告されなければならない。特別に免除されない限り、全ての品目には品目の製造国名を品物 (包装箱) が許容する限り判読可能、消去不可能、及び永久的に、はっきり見えるところに表示されるものとする。売り手は全ての輸入国の関税地域に商品が輸入されることを律側する全ての法令及び規制を順守することに同意する。売り手は、書類に関する売り手の全ての表明若しくは入国必要条件、分類、査定、優遇措置、関税払戻又は貿易条件に関する他の関税又は政府要件を含むがこれに限定されない本発注書から発生する売り手、その役員、管理者及び従業員のいずれもが支払う又は被る可能性のある全ての損失、請求、罰金、判決、責任及び経費を補償し及び売り手、その役員、管理者及び従業員に何の損失も与えないことに同意する。

33b. 政府関税引上げ

本発注書下において購入者が輸入する品目に対して政府当局が相殺関税、アンチダンピング関税、又は報復関税を宣言又はそうでなければ課税する場合は、購入者は15条項の規定に従い本発注書を途中終了する権利を留保する。

33c. 関税払戻請求権

如何なる関税地域内に該品目が輸入され次第売り手又は購入者によって支払われた関税に関する関税の全ての払戻及びそれに対する権利は、該品目がそれ以降においてその国から輸出される場合は、購入者の独占的利益になるものとする。売り手は購入者に対してすべてのかかる関税払戻を得るために必要な全ての書類、記録及び他の関係情報を提供し、及びかかる支払いを得るために購入者に正当に協力するものとする。

33d. 原産地証明書 (NAFTA 数量注文に適用)

売り手は本注文書の中で認識された又は本注文書に従い購入者に販売された全ての NAFTA (ナフタ) 対象適格品目に関する完成した North American Free Trade Agreement (NAFTA) (北米自由貿易協定) 原産地証明書を購入者に提供することに同意する。NAFTA (ナフタ) 取扱いに適格でない品目については、売り手はかかる各品目の正しい原産地情報を購入者に提供することに同意する。売り手が求められる証明書又は正しい原産地情報を提供しない場合は、購入者はかかる不履行の結果として購入者が支払うよう求められる全ての関税、罰金又は他の経費 (適正な弁護士料を含む) を売り手に対して請求することができる。

33e. サプライチェーンセキュリティ

売り手は、米国税関国境保護局の国境テロ行為防止のための Customs-Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT) (税関産業界提携) プログラム及び／又は適用可能なグローバルサプライチェーン・セキュリティ・プログラムをこれらの基準が売り手の業務活動に関連のある範囲内で順守することを同意する。CTPAT プログラムに関する詳しい情報については税関ウェブサイト <http://www.cbp.gov> で見ることができる。世界関税機構 SAFE の枠組みの基準については http://www.wcoomd.org/files/1.%20Public%20files/PDFandDocuments/SAFE%20Framework_EN_2007_for_publication.pdf で見ることができる。認定事業者 (AEO) プログラム及び相互認証枠組みについては http://www.wcopscg.org/4.AEO_Compendum.pdf で見ることができる。

34. 通知

売り手が渡すか又は作成する必要があるすべて通知又は要求は文書でなされるものとし、及び本発注書に記載されている住所に送られる場合は、下記のいずれかの手段のみで購入者に正式に渡されるか送達されるものとする: (a) 直接手渡し -- かかる伝達は配達領収書が入手できたことを条件として配達日に受領されたものとみなされる; 又は (b) 書留郵便又は配達証明証付郵便 (又はこれに相当する国際郵便) -- かかる伝達は通常の郵便事情下において受領日又は送られた日から10日目のいずれか早い日に受領されたものと見なされるものとする。購入者は事前の文書による通知で住所を変更できる。

35. 契約の分離

本発注書のいずれの項目をも無効又は法的拘束力のないものとする場合は、かかる無効性又は法的拘束力不可性は本発注書全体を無効にするものではなく、又は法的拘束力のないものとするものではないが、むしろ本発注書全体は特定の無効のまたは法的拘束力のない条項又は規定を含んで

いないものと解釈されるものとし、並びに両当事者の権利及び義務はそれに応じて解釈されるものとし、及び法的拘束力を持つものとする。

36. 適用法

36a. 抵触法の原則に拘らず本発注書の履行にはすべての点において New York 州法が適用されるものとする。United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods（国連国際物品売買条約）は適用されないものとする。本発注書の下において生ずるすべての論争が係争中は、売り手は本書下における履行をきちんと継続するものとする。

36b. 本発注書に関連する全ての主張又は論争は、第34条項の秘密保持規定の違反を除き、国際商業会議所の調停規則に従い3名の調停者による NY 州 New York 市における調停に付され及び最終的に解決されるものとする。調停の言語は英語によるものとする。

37. 優先順位

本発注書、本書の中で参照されている資料及び本書に添付されているすべての添付書類の間でいずれか不一致がある場合は、その不一致は以下の降順で優先順位を与えることによって解決されるものとする：(i) 本発注書の表面に示されている条項、(ii) 仕様、(iii) 図面、(iv) 本条件、及び(v) 参照することにより本書に組込まれている資料。

38. 秘密情報

38a. 売り手は、いつの時点においても、購入者から売り手に本書に関連して口頭で、文書で、又はその他で伝達される、若しくは本書下における売り手の履行に関連して売り手が調達、開発、作成、製造又は加工するすべての設計、ノウハウ、テクニク、機器、図面、仕様、構図、技術情報、資料、事業計画、品目要件、予測及び類似のデータ（集合的に「情報」）を購入者用に秘密に保持することに合意する。売り手は売り手が自己の機密情報を保護及び守るのと同程度の用心さを持っていかなる情報も他者に開示されることを防ぐものとするが、いかなる場合においても妥当な程度の用心さ以下であってはならない。売り手は購入者の事前の文書による同意なしに、いかなる情報をも複製しない、情報を他者に開示しない、及び本書下において売り手の利点のために履行する以外のいかなる目的にも情報を使用しないものとする。

38b. 本発注書に含まれる品目又はサービス若しくはその他の履行に関連して売り手が購入者に対して開示しなければならなかった又は本書以降開示するかも知れない売り手のいずれの技術知識又は情報をも、購入者により文書で特に合意されない限り、秘密情報又は私有の情報とはみなされないものとし、及び本発注書の対価の一部としていかなる制限もなく購入者によって入手されるものとする。

38c. 売り手は、本契約書のいかなる責任のいかなる不履行又は不履行の恐れがあることに対して金銭的救済だけでは適切な救済とならない場合があることを認識している。従って、購入者は保証金その他の担保提供を行ったり、金銭上の損失が不適切な救済であることを立証する必要なく、法律または衡平法で認められる他の救済に加え、差し止めまたは衡平法上の救済を求めることができる

ものとする。かかる救済は本契約の不履行に対する唯一の救済ではなく、法律または衡平法上で認められる他の全救済に対する追加とみなすものとする。

38d. 売り手は購入者の事前の文書による同意なくして、本発注書に関していかなるニュースリリース、広報又は販促物を発行しない、又はいかなる場合においても本発注書に関連して本発注書が識別できないようないかなるものも公用しないものとする。「識別」とは TE 又はその関連会社のすべての商標名、トレードマーク、サービスマーク、記章、シンボル、ロゴ、又はその他すべての記号表示又は描画のすべての外観を意味する。売り手は、購入者が拒否する又は購入しないものはすべて、それらを使用又は廃棄する以前にすべての「識別」を除去するか又は破壊するものとする。

39. 翻訳

これらの条件が他の言語に翻訳され、及び本英語版及びその翻訳版との間にいかなる隔たりがある場合は、その時は本英語版原文が優先するものとする。

40. 定義

- (a) 「品目」とは商品、機械、機器、ソフトウェア、部品、作業、サービス(設計、調達、製造、組立て、試験及び検査、並びに購入者への品目の納入及び発注書において特定される場合は本品目の取付け及び・又は試運転を含むがこれに限定されない)又は発注書の中で特定されるように購入者によって注文される材料の全てを意味する。
- (b) 「発注書」とは購入者による売り手に対する該品目の供給のための注文書又は他の要求の形式を意味する。
- (c) 「購入者」とは本発注書の対象である該品目を購入する当事者を意味する。
- (d) 「売り手」とは本発注書の対象である該品目を供給する当事者を意味する。